

○障害補償に係る求償における求償不可額の取扱いについて

〔平成6年3月4日地基審第19号〕
各支部事務長あて 審査課長

標記の件については、「「地方公務員災害補償法第59条関係事務の取扱いについて」の一部改正について」（平成6年3月4日付け地基審第18号）により、その取扱いを通知したところであるが、本取扱いについては下記事項に留意の上、その事務に遺漏のないよう取り扱われたい。

記

- 1 被災職員に後遺障害による逸失利益が生じないと認められる場合には、それによって求償できない障害補償支給額は求償不可額として取り扱うこと。
- 2 被災職員に後遺障害による逸失利益が生じないとして取り扱う場合には、当分の間、事前に本部に照会し、適正な判断を行うこと。
- 3 被災職員に逸失利益が生じないものと認められる場合においても、自動車損害賠償責任保険あるいは自動車損害賠償責任共済に対する求償を妨げるものではないこと。

